

入間市トラック運送事業者等経営継続支援金について

～Q&A～

Q1. 支援の目的について教えてください。

A1. 原油高騰により大きな影響を受けているトラック運送事業者等に対して、車両種類・保有台数に応じた支援金を支給することで、経営負担を軽減させ、事業の継続を支援することを目的とします。

Q2. なぜトラック運送事業者等に対して支援事業を実施するのか。

A2. トラック運送事業者への支援としては、国による交通事故防止事業や環境対策事業としての補助事業は実施されてきました。またタクシー事業者に対しては LP ガス価格高騰分を補助する事業も実施されてきました。

市では、コロナ禍による売上高減少に対する支援は実施してきましたが、今回の原油高騰をうけた支援は国や県、市も実施していません。

トラック事業者は、私たちが生活をするための食料品や衣料、工業製品などを運搬するエッセンシャルワーカーとして必要不可欠な業種であると認識しており、事業の継続を支援することを目的とし実施いたします。

参考：売上高は変わらないもののガソリン等の必要経費の高騰により利幅が少なくなり経営が厳しくなっている

Q3. 対象者は誰ですか。

A3. 市内に事業所を有し、下記の要件を全て満たす事業者が対象となります。

- ①令和4年10月1日時点で、貨物軽自動車運送事業または、一般貨物自動車運送事業の許可を得ていること
- ②市税の滞納のないこと

Q4. 対象となるのは中小企業だけか。

A4. 大企業も含めたすべての事業者が対象となります。

Q5. 個人事業者で、事業所は入間市内であるが、他市に住んでいる。支援金の対象となるのか。

A5. 事業主の住所地は問いませんので、対象となります。

Q6. 1つの法人で市内に事業所が3つあるが、事業所ごとに申請することができるのか。

A6. 市内に複数の事業所がある場合、事業所ごとに申請することはできません。

各事業所の情報を取りまとめの上1法人としてご申請ください。支援金の申請、交付は1法人1回のみです。

Q7. 市税を滞納している場合はどうなるのか。

A7. 市税の滞納がないことが条件ですので、申請時点で滞納分がある場合は対象になりません。

Q8. 対象となるトラックの種類は何か。

Q8. 一般貨物自動車（緑ナンバー）と軽貨物自動車（黒ナンバー）が対象となります。
ただし、原則として自動車検査証の記載が以下のようにになっているものが対象です。
自動車の種別：「普通自動車」、「小型自動車」、「軽自動車」
自家用・事業用の別：「事業用」
使用の本拠の位置：入間市内であるもの
有効期間の満了する日：令和4年10月3日以降のもの

Q9. 支援金の交付額はいくらか。

A9. 交付額は下記のとおり車両種類・保有台数に応じた支援金を交付します。

交付額	【一般貨物自動車】緑ナンバー	【軽貨物自動車】黒ナンバー
	1～10台保有 50,000円	1台保有 5,000円
11～30台保有 150,000円	2～5台保有 10,000円	
31～50台保有 300,000円	6～10台保有 20,000円	
51台以上保有 500,000円	11台以上保有 30,000円	

Q10. 一般貨物自動車と軽貨物自動車をどちらも所有しているが、両方申請対象となるのか。

A10. 両方申請の対象となります。支援金の申請、交付は1法人1回のみとなりますので申請時には一般貨物自動車と軽貨物自動車の情報をご記入ください。

Q11. 事業用貨物車両の分類は何か。

A11. 事業用貨物車両の分類は、道路運送車両法による分類を用います。車両の構造などの条件は以下のとおりです。

種類		【一般貨物自動車】緑ナンバー		【軽貨物自動車】黒ナンバー
		普通自動車	小型自動車	軽自動車
構造	長さ(m)	小型自動車 より大きいもの	4.7以下	3.4以下
	幅(m)		1.7以下	1.48以下
	高さ(m)		2.0以下	2.0以下
	エンジンの総排気量(cc)		660をこえ 2,000以下	660以下
代表例		大型トラック	小型トラック	軽トラック

(※ジーゼル機関を用いるものについては、総排気量の基準の適用はない)

Q12. 申請書類を教えてください。

A12. 下記の書類をご準備の上ご提出ください。

- ①入間市トラック運送事業者等経営継続支援金申請書兼請求書（様式第1号）
- ②交付対象車両一覧表（様式第2号）
- ③貨物軽自動車運送事業または、一般貨物自動車運送事業の許可書の写し
- ④対象車両全ての車検証の写し
 - ※自動車の種別：「普通自動車」、「小型自動車」、「軽自動車」
 - ※自家用・事業用の別：「事業用」
 - ※使用の本拠の位置：入間市であるもの
 - ※有効期間の満了する日：令和4年10月3日以降のもの
- ⑤直近の確定申告書第1表又は法人税確定申告書別表1の写し
- ⑥市内に本社又は事業所（営業所）があることがわかる書類
 - ※法人は、法人税確定申告書別表1の住所が入間市の場合、省略可
- ⑦振込先口座の通帳等の写し（表紙裏面の口座番号、口座名義等が分かるページ）

Q13. 申請書の確認事項「支援金の交付決定に当たり、私（当社）の市税納付状況を照会・調査することについて同意します。」とは何か。

A13. 申請時の添付書類を簡略化するため、収税課に対して申請者の納税状況を照会・調査することを同意してもらうものです。同意できる場合は✓を記入してください。同意できない場合は、『滞納のないことの証明』を収税課で取得して添付してください。

Q14. 申請方法を教えてください。

A14. 電子申請または、郵送、商工観光課窓口での申請を受付けます。

※電子申請は、一般貨物自動車および軽貨物自動車の保有台数が1台以下の場合のみ、申請可能です。

（送付先は商工観光課となります。）

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1

入間市役所 商工観光課 トラック事業担当 宛

Q15. 申請期間はいつか。

A15. 令和4年10月3日～令和4年11月18日（金）までです。郵送の場合は、当日消印有効です。

Q16. なぜ電子申請は、一般貨物自動車および軽貨物自動車の保有台数が1台以下の場合のみ申請できるのか。

A16. 申請者ごとに自動車の保有台数が様々なため、添付するファイルの数がそれぞれ異なります。電子申請システムの都合上、添付可能にするファイル数を事前に設定する必要があります。簡単で分かりやすい申請フォームにするため、一般貨物自動車および軽貨物自動車の保有台数が1台以下の場合のみ申請可能とさせていただきました。

Q17. 添付書類（1）交付対象車両一覧表（様式第2号）にはなにを記入するのか。

A17. 交付対象となる全ての事業用貨物車両について、登録番号及び車両番号を記入してください。記入にあたっては、「添付書類（3）対象車両全ての車検証の写し」と照らし合わせて、間違いのないようにしてください。

Q18. 申請内容や添付書類に不備があった場合はどうなるのか。

A18. 必要に応じて、市から確認の連絡をさせていただく場合や、資料の追加提出をお願いすることがあります。

Q19. 車検証の写しが添付書類の中にあるが、使用者の住所の欄が入間市であれば対象になるか。

A19. 使用者の住所の欄が入間市の場合は対象となりません。使用の本拠の位置の欄が入間市内である車両のみ対象となります。

Q20. 支援金はいつ振り込まれるのか。

A20. 申請件数や審査の進捗によりますが、申請内容に不備がなければ、受付から3週間～4週間程度（土日祝日含む）での振込を想定しています。

Q21. 支援金は申込順なのか。また、申請受付件数に上限があり受付が締め切られ、給付されない場合があるか。

A21. 申し込み順ですが、書類が全て整っていることが確認された順に受付けております。提出書類に不備がないかをご確認してから申請していただくようお願いいたします。また、受付件数に上限は設けておりませんが、予算の上限に達し次第受付終了となります。